年　　組

保護者様

明浄学院高等学校

学校長　渡邊　雅彦

学校保健安全法第 19 条の規定（裏面参照）により、出席停止を指示します。

医師から学校への登校許可がおりましたら、下記出席停止届に医療機関にてご記入の上、担任へご提出下さい。

出　席　停　止　届

学校長　様

年　　組　　番　氏名

病名

（　　年　　月　　日　～　　年　　月　　日　）まで療養。

年　　月　　日　　より登校を許可します。

医療機関名

及び所在地

医 師 氏 名

	感染症名		潜伏期間（日）	出席停止期間
第一種	＊			治癒するまで出席停止
第二種	インフルエンザ（鳥インフルエンザ除く）		1～4	発病後（発熱の翌日を１日目として）5 日を経過し、かつ、解熱後 2 日を経過するまで
	新型コロナウイルス（COVID-19）		3～7	発病後（発熱の翌日を１日目として）5 日を経過し、かつ、症状が軽快した後 1 日を経過するまで
	百日咳		5～21	特有の咳が消失するまで。または、5 日間の適切な抗菌薬療法が終了するまで
	麻疹（はしか）		7～18	発病に伴う発熱が解熱後 3 日を経過するまで
	流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）		12～25	耳下腺、顎下腺または舌下腺の腫脹が発現した後 5 日を経過し、かつ、全身状態が良好となるまで
	風疹（三日ばしか）		14～23	発疹が消失するまで
	水痘（水ぼうそう）		10～21	全ての発疹が痂皮化するまで
	咽頭結膜熱（プール熱）		2～14	発熱、咽頭炎、結膜炎などの主症状が消失した後 2 日を経過するまで
	結核		2 年以内	学校医又は医師より感染の恐れがないと認められるまで
	髄膜炎菌性髄膜炎		1～10	
第三種	コレラ		数時間～5 日	治癒するまで出席停止
	細菌性赤痢		1～7	
	腸チフス、パラチフス		3～60	
	腸管出血性大腸菌感染症		10 時間～6 日	学校医または医師より感染の恐れがないと認められるまで
	流行性角結膜炎		2～14	
	急性出血性結膜炎		1～3	
	その他の感染症について 感染拡大を防ぐ必要があるときに限り、校長が学校医の意見を聞き、第三種の感染症として措置をとることができる。 ただし、感染性胃腸炎は校外での実習（病院、保育所）もあることから感染拡大の可能性もあるため出席停止とする。			
	その他の感染症	感染性胃腸炎（ノロウイルス・ロタウイルス等）	ノロ：12～48 時間 ロタ：1～3 日 アデノ：５～７日	下痢・嘔吐症状が軽減し、全身状態が改善されれば登校可能
		サルモネラ	6～72 時間	下痢が軽減すれば登校可能
		カンピロバクター	2～5 日	
		マイコプラズマ感染症	1～4 週	症状が改善し全身状態の良いものは登校可能
		インフルエンザ菌	1～4 週	発熱・咳などの症状が安定し・全身状態の良いものは登校可能
		肺炎球菌感染症		
		溶連菌感染症	2～5	適切な抗菌薬療法開始後２４時間を経過しそれ以降は登校可能
		伝染性紅斑（リンゴ病）	4～21	発疹のみで全身状態が良ければ登校可能
		急性細気管支炎（RS ウイルス）	2～8	発熱・咳などの症状が安定し、全身状態の良いものは登校可能
		EB ウイルス感染症	30～50	解熱し、全身状態が回復したものは登校可能
		単純ヘルペス感染症	2～2 週間	口唇ヘルペス、歯肉口内炎のみであればマスクなどをして登校可能
		帯状疱疹	特定できず	病変部が適切に被覆してあれば登校可能 （痂皮化するまでは感染力あり）
		手足口病	3～6	全身状態が安定していれば登校可能
		ヘルパンギーナ	3～6	全身状態が安定していれば登校可能
		A 型肝炎	15～50	肝機能正常化後登校可能
		B 型肝炎	45～160	B 型は急性期でない限り登校可能
		伝染性膿痂疹（とびひ）	2～10	登校可能（傷に直接触れない）
		伝染性軟属腫（水いぼ）	2 週～6 か月	登校可能
		アタマジラミ	孵化まで 10～14	登校可能（タオル、櫛、ブラシの共用は避ける）
		疥癬	1～2 か月	治療を始めていれば登校可能（手をつながない）
		皮膚真菌症（カンジダ・白癬）	特定できず	登校可能

＊　第一種学校感染症　：　エボラ出血熱、痘そう、クリミア・コンゴ出血熱、南米出血熱、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱、急性灰白髄炎（ポリオ）、ジフテリア、SARS、鳥インフルエンザ（H5N1）